

第2回定例会会議録

平成27年 6月 5日（金）

開 会 午前10時00分

――― 日程第1 開会宣言 ―――

○議長（笹沢 武君） これより、平成27年第2回御代田町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は14名、全員の出席であります。

理事者側でも、全員の出席であります。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

――― 諸般の報告 ―――

○議長（笹沢 武君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

茂木康生議会事務局長。

（議会事務局長 茂木康生君 登壇）

○議会事務局長（茂木康生君） 書類番号1をご覧ください。

諸般の報告

平成27年6月5日

1. 本定例会に別紙配付のとおり町長から議案18件・報告5件が提出されています。
2. 監査委員より監査報告が別紙のとおりありました。
3. 本定例会に別紙配付した請願・陳情文書表のとおり、請願2件・陳情4件が提出されました。
4. 本定例会に説明のため町長ほか関係者に出席を求めました。
5. 本定例会における一般質問通告者は、池田健一郎議員他7名であります。
6. 閉会中における報告事項は別紙のとおりです。

次のページからは監査委員からの定例監査、例月出納検査報告書でございますので、後ほどご覧ください。

また、閉会中の報告事項につきましては、全員協議会の折に報告いたしますので、

この場においては省略させていただきます。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 以上をもって諸般の報告を終わります。

―――日程第2 会期の決定―――

○議長（笹沢 武君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会を開催し、審議してございますので、議会運営委員長より報告を求めます。

内堀恵人議会運営委員長。

（議会運営委員長 内堀恵人君 登壇）

○議会運営委員長（内堀恵人君） それでは、報告をいたします。

5月29日午前10時より、議会運営委員会を開催し、平成27年第2回御代田町議会定例会に提出予定の議案、一般質問等について審議日程等を決定したので、報告いたします。

本定例会に町長から提出された案件は、報告5件、議案18件の計23件であります。

一般質問の通告者は8名であります。

3月定例会以後、提出された請願が2件、陳情が4件で、受理といたしました。

これにより、会期は、本日より6月15日までの11日間とすることに決定いたしました。

次に、審議日程につきましては、書類番号1をご覧くださいと思います。

23ページをお願いいたします。

会期及び審議予定表。

第 1 日目 6 月 5 日 金曜日 午前 10 時 開会

諸般の報告

会期の決定

会議録署名議員の指名

町長招集の挨拶

議案上程、議案に対する質疑

議案の委員会付託

| | | | | |
|---------|----------|-----|---------|-------------------------|
| 第 2 日目 | 6 月 6 日 | 土曜日 | | 議案調査 |
| 第 3 日目 | 6 月 7 日 | 日曜日 | | 議案調査 |
| 第 4 日目 | 6 月 8 日 | 月曜日 | 午前 10 時 | 一般質問 |
| 第 5 日目 | 6 月 9 日 | 火曜日 | 午前 10 時 | 一般質問 |
| 第 6 日目 | 6 月 10 日 | 水曜日 | 午前 10 時 | 常任委員会 |
| 第 7 日目 | 6 月 11 日 | 木曜日 | 午前 10 時 | 常任委員会 |
| 第 8 日目 | 6 月 12 日 | 金曜日 | 午前 10 時 | 全員協議会 |
| 第 9 日目 | 6 月 13 日 | 土曜日 | | 休会 |
| 第 10 日目 | 6 月 14 日 | 日曜日 | | 休会 |
| 第 11 日目 | 6 月 15 日 | 月曜日 | 午前 10 時 | 委員長報告 質疑・討論・採決 閉会 |

続いて、各常任委員会、全員協議会の会場、時間について報告いたします。

常任委員会開催日程。

総務福祉文教常任委員会

| | | | |
|----------|-----|---------|------|
| 6 月 10 日 | 水曜日 | 午前 10 時 | 大会議室 |
| 6 月 11 日 | 木曜日 | 午前 10 時 | 大会議室 |

町民建設経済常任委員会

| | | | |
|----------|-----|---------|----|
| 6 月 10 日 | 水曜日 | 午前 10 時 | 議場 |
| 6 月 11 日 | 木曜日 | 午前 10 時 | 議場 |

全員協議会開催日程

| | | | |
|----------|-----|---------|------|
| 6 月 12 日 | 金曜日 | 午前 10 時 | 大会議室 |
|----------|-----|---------|------|

以上で報告を終わります。

○議長（笹沢 武君） ただいま、議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日より 6 月 15 日までの 11 日間といたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より 6 月 15 日までの 11 日間と決しました。

―――日程第3 会議録署名議員の指名―――

○議長（笹沢 武君） 日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において

12番 市村千恵子議員

13番 古越 弘議員

を指名いたします。

―――日程第4 町長招集あいさつ―――

○議長（笹沢 武君） 日程第4 議会招集の挨拶を求めます。

茂木祐司町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） 議員の皆様には、時節柄何かとお忙しい中にもかかわらず、御参集を賜り、平成27年第2回御代田町議会定例会が開会できますことに心から感謝を申し上げます。

今年の最近の天候は、雨がほとんど降らない中で気温が高く、暑い日が続いております。気象庁によると、5月28日までの30日間の降水量は、佐久で24mmと、平年比の30%にとどまっているということです。同じ時期の御代田消防署での雨量の観測では29.5mmで、昨年約半分と、極めて少ない状況にあったという報告です。

また、平均気温は16.7度で、平年差は2.4度のプラスとなっています。

野菜は、低温だった昨年に比べ、出荷量が多い状況です。しかし、物が悪かったり、大きさが不ぞろいの状況があったり、生育の遅れも見られ、伍賀支所管内では、単価は昨年比で、レタスが160%、サニーレタスで120%など高値の出荷額になっており、出荷量も110%から120%の状況です。今後は、かん水と土壌管理及び病害虫対策が欠かせない状況であることから、農協や農業改良普及センターなど関係機関と連携して農作物の栽培支援を進める必要があります。

さて、本定例会に提案させていただいております案件は、専決処分事項の報告13件、条例案4件、補正予算案3件、報告事項3件の計23件です。

専決処分事項の報告13件につきましては、学校及び保育園で発生した損害賠償についての報告2件、平成27年度税制改正に伴う町税条例及び国民健康保険税条

例の改正と国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担等の算定に関する政令の改正及び施行に伴う御代田町国民健康保険条例の一部改正を行ったものです。

次に、平成26年度一般会計補正予算の専決ですが、歳入につきましては、町税、地方交付税、国県補助金などの額の確定による補正を、歳出につきましては、事業完了による事業費確定に伴う減額補正を計上しました。その結果、予備費を含めた来年度への繰越金が4億円を超える見込みから、庁舎建設の財源として役場庁舎整備基金へ3億円の積み立てを行い、予想される建設費の増加に備えることとしました。7会計の特別会計補正予算とともに、3月31日付で専決処分させていただきました。

条例案4件につきましては、通信事業者であるNTTがオプトーク通信サービスの提供を終了したことに伴い、オプトーク通信施設の設置及び管理に関する条例の廃止をお願いするものです。

次に、5年に1度行われる国勢調査が本年に該当することとなり、調査区設定時の番号等が変更となったため、御代田町統計調査区並びに統計調査員設置条例の一部改正をお願いするものです。

3件目として、御代田町介護保険条例の一部改正案につきましては、3月議会において改正を行ったところですが、第1段階該当者の保険料軽減の政令改正が行われたことによる改正です。

4件目は、御代田町保育料徴収条例の一部改正となりますが、平成27年度より県独自の保育料軽減事業が開始されたことに伴う一部改正案です。

平成27年度一般会計補正予算につきましては、2億9,011万円の増額補正を計上し、歳入歳出総額を60億3,007万円にするものです。

骨格予算での編成であった当初予算に対して、現在、基本設計を行っている役場庁舎建設事業における実施設計5,998万円、解体工事費1億109万円など、総額1億7,103万円を計上しました。また、3歳になった子どもを養育している家庭に対する子育て応援金264万円、都市再生整備計画事業として、児童館整備経費2,448万円、杉の子幼稚園前の児玉荒町線改良工事3,000万円をお願いしました。

主な補正の内容につきましては、平成27年度コミュニティー助成事業の交付決定を受けて、馬瀬口地区の除雪機、発電機の購入事業、三ツ谷区の除雪機、プロジ

エクター購入事業、消防団の安全長靴、ヘッドライトの購入事業に対する補助金等 320 万円を計上しました。昨年 4 月の消費税率引き上げに伴い、所得の低い方々や子育て世帯の方々への影響を緩和するための臨時的な措置として実施された給付金が本年度も実施されることから、臨時福祉給付金 1,710 万円、子育て世帯臨時特例給付金 690 万円を計上したほか、4 月の人事異動に伴う職員人件費の補正を計上しました。

歳入は、これらの事業に対する国庫補助金として、子育て世帯臨時特例給付金補助金 835 万円、臨時福祉給付金給付事業補助金 2,172 万円、諸収入として、コミュニティー事業助成金 320 万円、役場庁舎整備基金繰入金 1 億 7,000 万円などを計上しました。

特別会計は、公共下水道事業特別会計のみであり、85 万円の減額補正となっています。

借入金の利率見直しに伴う公債費の減額と、資本費平準化債の増額により、一般会計からの繰出金を減額しました。

報告事項 4 件につきましては、平成 26 年度御代田町土地開発公社事業報告及び第 1 回補正予算の報告、繰越明許費繰越計算書の報告です。

以上、概要を申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、よろしく御審議をいただき、原案どおりの御採決をいただきますようお願いを申し上げます、第 2 回御代田町議会定例会招集挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（笹沢 武君） これより議案を上程いたします。

―――日程第 5 報告第 3 号 専決処分事項の報告について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第 5 報告第 3 号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

報告事項の説明を求めます。

重田重嘉教育次長。

（教育次長 重田重嘉君 登壇）

○教育次長（重田重嘉君） 報告いたします。3 ページをご覧ください。

報告第 3 号 専決処分事項の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年6月5日 提出

御代田町長 茂木祐司

4ページをご覧ください。

専第2号 専決処分書

地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分指定事項について第1項の規定により、御代田中学校野球部の部活動中に発生した玄関のドアガラス破損に係る損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

平成27年4月27日付で専決させていただきました。

1 事故発生日時でございます。

平成27年1月31日土曜日でございます。午前10時半ごろでございます。

2 事故の発生場所。

御代田町大字御代田、御代田中学校グラウンドの北側の民家でございます。

3 事故の概要でございます。

上記日時、場所において、御代田中学校の野球部の生徒が部活動中に、ソフトボール打ちをしていた打球がネットを越えて民家の玄関のガラスつきドアのガラス部分等を破損させたものでございます。

4 損害賠償額。

54万4,320円で、玄関ドアユニット部分を交換したものでございます。うち、全国町村会総合賠償補償保険より3万2,400円の賠償金が出ているものでございます。

よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（笹沢 武君） 以上で、報告事項の説明を終わります。

これより報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手を願います。

仁科議員。

（8番 仁科英一君 登壇）

○8番（仁科英一君） 議席番号8番、仁科英一です。

もう少し詳しいちょっと説明をお願いしたいんですけど、この賠償額が54万

4,320円となっていて、保険で賄えるのが3万2,400円。今までいろいろ車やなんかであったとき、ほとんど保険で全額賄えたんですけど、ここのところをもう少し理解できるように説明をお願いします。

○議長（笹沢 武君） 重田重嘉教育次長。

（教育次長 重田重嘉君 登壇）

○教育次長（重田重嘉君） お答えいたします。

破損部分につきましては、築41年を過ぎている玄関部分、いわゆるガラス戸部分と木質の玄関部分、アルミドア部分ということの中で、ガラス戸付近にソフトボールが当たりまして、玄関階段付近まで全てガラスが割れて飛び散っているような状況の中で現状復旧という要求でございます、被害者のほう。それによりまして、現状復旧、いわゆる玄関ユニット部分を全て交換しないと示談にならなかったという経過の中で復旧を、補償をいたしました。その中で、賠償のほうでは、ガラス戸部分についてしか認定にならなかったという結果でございます。

○議長（笹沢 武君） 仁科英一議員。

○8番（仁科英一君） わかりました。終わります。

○議長（笹沢 武君） ほかに質疑のある方は、挙手願います。

井田理恵議員。

（2番 井田理恵君 登壇）

○2番（井田理恵君） 議席番号2番、井田理恵です。

ただいま損害をこうむった町民の方への補償、事務処理が決定され、報告をいただきました。ほかに、対住民の方ですので人ということで、住宅という、物損ですけども、そういうことに対する、そのほかに、今、事務処理上のことをお聞きしましたけれども、謝罪などを含めてケアを含め、どのような対応を行い、そしてまた、学校のほうでも今後の予防策としてどのような話し合いが行われたのか、お知らせください。もう少し詳しくお知らせください。

○議長（笹沢 武君） 重田重嘉教育次長。

（教育次長 重田重嘉君 登壇）

○教育次長（重田重嘉君） 中学校の野球部が土曜日に、積雪の後、マウンド付近の雪をかいて、4カ所に分かれてティーバッティング、それからソフトボール打ち、素振り、ノックを行っていたわけです。そのうちのノックの場所が北側に、ネットに向

かって打っていた。外部指導のコーチと担当野球部の顧問がついていたわけですが、それがネットを越えてしまったという結果でございます。その中で、謝罪にすぐに野球部全員と部活の顧問、コーチが出向いたわけです。なおかつ、教頭、それから私ども、それから町長まで行っていただいたと。校長も謝罪に加わりました。その後も部活は1週間停止いたしまして、今回の原因究明ということで謹慎、謹慎っていいですか。被害者の方からも理解を得られて、部活を再開いたしました。

今後、こういったことのないように十分配慮をして部活動をやるということで共通認識を持ったところでございます。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 井田理恵議員。

○2番（井田理恵君） 専決処分事項ということで、あえて質問させていただきました。

○議長（笹沢 武君） ほかに質疑のある方は、挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって専決処分事項の報告を終わります。

―――日程第6 報告第4号 専決処分事項の報告について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第6 報告第4号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

報告事項の説明を求めます。

荻原 浩町民課長。

（町民課長 荻原 浩君 登壇）

○町民課長（荻原 浩君） 議案書の5ページをご覧ください。

報告第4号 専決処分事項の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決しましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

平成27年6月5日 提出

御代田町長 茂木祐司

次の6ページをご覧ください。

専第3号 専決処分書

地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分指定事項について第1項の規定により、雪窓保育園での車両損傷事項に係る損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

平成27年3月9日専決

1番 事故の発生日時。

平成27年2月19日木曜日でございます。午後1時20分ごろ。

2番 事故発生場所。

雪窓保育園職員駐車場。

3番 事故の概要。

町が所有する施設（雪窓保育園）の屋根に積もった雪が氷になって乗っている状態にあった。上記日時、場所において、屋根に乗っていた氷が落下し、はね返った氷が職員の普通乗用車のバンパーを破損させたものでございます。

4番 損害賠償額。

3万9,094円。全額、全国町村会総合賠償補償保険で対応したところでございます。

以上のとおり報告いたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、報告事項の説明を終わります。

これより報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、専決処分事項の報告を終わります。

―――日程第7 議案第34号 専決処分事項の報告について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第7 議案第34号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本邦重会計管理者兼税務課長。

（会計管理者兼税務課長 山本邦重君 登壇）

○会計管理者兼税務課長（山本邦重君） おはようございます。

それでは、議案書の7ページをお願いします。

議案第34号 専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

平成27年6月5日 提出

御代田町長 茂木祐司

次の8ページをお願いいたします。

専第4号 専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する暇がないと認めるので専決処分をする。

平成27年3月31日専決処分

内容ですが、御代田町町税条例の一部を改正する条例についてであります。

続いて、9ページをお願いいたします。

平成27年税制改正により、地方税法等の一部改正が平成27年3月31日公布されたことに伴い、町税条例の一部改正を行ったものでございます。

改正概要は、3月の第1回定例会での全員協議会において御説明させていただきましたが、主な内容は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー制度であります。それに伴う改正。

改正条文では、第2条、第36条の2、第51条、第63条の2、第63条の3、第74条、第74条の2、附則第10条の3、第71条、第98条、第90条、第139条の3、154条に対応しているものであります。

2点目として、住宅ローン減税の対象期間の延長に伴う改正であります。

消費税が10%への引き上げ時期が平成29年4月1日に延期されたことに伴い、所得税で控除できない住宅取得控除額分を住民税額から控除できる期間が、平成29年12月31日から平成31年6月30日まで、1年半延長されるものであります。住民税から控除された税額分については、町の税収額が減収することとなりますが、減収額は国費で全額補填される予定であります。

3点目として、軽自動車税のグリーン化特例の導入に伴う改正であります。

軽自動車税のうち軽四輪車等の税額は、平成26年度税制改正により25%から50%引き上げられ、また、新規登録から13年経過した軽自動車税重課も導入さ

れ、平成28年度課税分から引き上げることとなっています。

今回の改正は、平成27年4月1日以降に新規取得する一定の環境性能を有する軽四輪車等について、燃費目標の基準の達成度に応じて、おおむね4分の1から4分の3の税額を導入するものであります。

改正により、乗用の軽四輪自家用車を例に挙げると、現在、税額7,200円を昨年1万800円に引き上げましたが、この一定の機能を有する軽自動車は、それぞれ2,700円、5,400円、8,100円という税額を導入するので4区分に分かれるものであります。

4点目として、二輪車に係る軽自動車税の税率の引き上げの1年延長に伴う改正です。

平成26年度税制改正では、御説明した軽四輪等のほか原動機付自転車など二輪車や農耕用作業車等の税額も引き上げられ、27年度から新しい税額で課税することになっておりましたが、1年延期して28年度からの課税となります。

5点目として、固定資産税等の負担調整措置の延長に伴う改正です。

新築のサービスつき高齢者向け賃貸住宅に係る税額の減税措置が、わがまち特例を導入の上、適用期限が2年延長するため、新たに条例で、減額の割合を定める3分の2を参酌して2分の1から6分の5以下の割合で定めることになっておりますが、当町では3分の2の割合を採用いたします。土地に係る固定資産税は、評価の急上昇があった場合でも税の負担上昇を緩やかにする負担調整措置が講じられ、この措置を3年延長いたします。

条文の中では、24年度から26年度というものを、27年度から29年度へ変えるものであります。

6点目として、たばこ税の特例税率の廃止であります。

旧3級品の紙巻きたばこである、わかばだとかエコーなど6銘柄については、特例税率が採用されていましたが、4段階で廃止し、ほかのたばこと同じ税額にするというものであります。

7点目は、税の減免申請期限の取り扱いによる改正です。

減免申請期限については、各自治体それぞれであります。今回、通知があり、実情を踏まえ、検討することを求められ、結果、条例では納期限7日前というふうになっておりますが、納期限前日までに改めるものであります。

それでは、済みませんが、改正条文、9ページから27ページまでありますが、朗読は割愛させていただき、新旧対照表で御説明いたしますので、28ページをお開きください。

説明については、お手元に資料番号1、平成27年度御代田町町税条例の改正概要があるかと思えます。それとあわせてご覧いただきたいというふうに思います。

早速ですが、議案書の28ページ、第2条になります。これについては、先ほども言いましたが、法番号改正に伴う所要の措置ということでお願いをいたします。

に続いて、議案書29ページ、第23条であります。町民税の納税義務者等ということで、これについても、法人町民税における恒久的施設に係る規定を法人事業税と同様に書き下す形式とするものであります。

続いて、第31条です。均等割の税率です。法人町民税の均等割の税率適用区分である資本金等に係る改正に伴う所要の措置でございます。

続いて、議案書33ページになりますが、第33条、所得割の課税標準です。所得税における外国転出時課税の創設に伴い、個人町民税所得割の課税標準の計算において、当該譲渡所得、有価証券等についてですが、所得税法の計算の例によらないものとするということでもあります。

続いて、議案書の34ページになりますが、町民税の申告です。これについては、マイナンバーに伴う法人番号を規定する整備でございます。

続いて、36条の3の3、項ずれによる整備ということです。

続いて、議案書の35ページ、第48条、法人町民税の申告です。法人税法の改正に伴う措置ということですが、

続いて、36ページ、第50条になります。法人町民税に係る不足税額の納付の手続ということで、これもやはり法人税法の改正に伴うものです。

続いて、37ページ、町民税の減免であります。先ほど概要のほうでも申し上げましたが、減免の申請期限について市町村で決められるということで、納期限7日前から前日に変更したものとあわせて、個人番号、それから法人番号等の法の整備に伴うものでございます。

続いて、議案書の37ページ、第57条、第59条です。法律の条ずれによるものであります。

続いて、議案書38ページ、第63条の2、第63条の3、第74条、第74条

の2、附則10条の3っていうところではありますが、これも、個人番号、それからマイナンバーに伴う法人番号の規定を整備するものであります。

続いて、議案書の40ページ、第71条、固定資産税の減免です。これも、先ほど住民税と同じで、納期限前7日から前日に変更するものと、番号制度に伴うものです。

続いて、議案書43ページ、軽自動車税の減免です。これについても、今、説明したものと同じであります。それに伴って、第90条、身体障害者等に対する軽自動車の減免、これについても納期限を前日に変更するものと番号制度に伴うものでございます。

続いて、議案書45ページ、第139条の3、特別土地保有税の減免です。これも、現在、特別土地保有税については、平成15年から新たな課税はされないこととなっておりますが、納期限について前日に変更するもの、あわせて、課税するようになればということで、個人番号、法人番号等の整備をしてるものであります。

続いて、議案書の46ページ、固定資産税、項ずれ等に伴うものであります。

154条、入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告、これも番号制度に伴うものでございます。

続いて、議案書の47ページ、納期限の延長に係る延滞金の特例、これについては、地方税法の改正に合わせての条ずれの措置でございます。

続いて、議案書48ページ、附則第7条の3の2、個人住民税における住宅ローン制度の適用期限の延長です。

続いて、議案書49ページ、附則第9条、9条の2です。個人町民税の寄附金控除額に係る申告の特例であります。ふるさと納税の申告特例についての規定です。確定申告者だけでなく、年末調整をした者で、寄附金控除が受けられるという制度に整えるものでございます。

続いて、議案書の51ページ、附則第10条の2、固定資産税等の特例の延長ということで、先ほど前段で申し上げましたが、新築のサービスつき高齢者向け賃貸住宅に係る減免措置の条項であります。

続いて、議案書55ページから56ページにかけてではありますが、附則11条、附則11条の2、附則第12条、それから附則12条の2、附則第13条、附則第15条というところで、3年間の延長がありましたので、平成24から平成26と

いうものを、平成27から平成29年度に改正するものです。

資料の4ページまで入っております。議案書では61ページになりますが、附則第16条、軽自動車税の税率の特例であります。一定の機能を有する四輪車等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例の規定でございます。これについては、この資料の6ページ上段に別紙ということで、軽自動車グリーン化特例の導入、先ほども言いましたが、四輪の自家用車の場合、1万800円というものであります。電気自動車等については2,700円、平成32年基準の20%達成するものについては5,400円、32年の基準達成しているものについては8,100円ということで、今までは一本しかなかったものが、4つの段階に分かれると。軽貨物についても、三輪自動車についても適用されるものであります。

もとに戻っていただいて、4ページです。議案書では63ページ、附則第16条の2、たばこ税の税率の特例であります。先ほど言いましたが、旧3級品については、4年で段階的に廃止するものであります。

続いて、附則第23条、24条、25条、26条、27条であります。宅地に対して課税する平成27年度から29年度までの各年度分の都市計画税の特例ということで、負担軽減の措置等、固定資産税と同じものであります。

続いて、議案書の66ページ、附則第28条、農地に対して課税する27年度から29年度までの都市計画税の特例であります。

続いて、議案書の67ページ、附則第29条、条ずれの措置であります。

議案書68ページになりますが、附則第30条、やはり条ずれの措置であります。

附則第31条、これも24年度から26年度を、27年度から29年度に改正するものであります。

第2条による改正です。議案書70ページになりますが、平成26年改正附則の第1条、第4条であります。平成27年度分以降の軽自動車税について適用されることとされていた原動機付自転車及び二輪車に係る税率について、適用開始時期が1年延長されたことに伴う措置でございます。これについても、次のページの下表になりますが、二輪車に係る1年延期ということでお願いいたしたいと思っております。

議案書71ページ、平成26年改正附則第6条であります。軽自動車税のグリーン化特例の附則第16条に新設されたことに伴う措置であります。

附則といたしまして、施行期日ではありますが、第1条で、平成27年4月1日か

ら施行すると。

ただし書きで、1号から4号までの規定であります。1号については公布の日ということで、軽自動車税について平成27年度から原動機付自転車等、税額を引き上げることとなったが、1年延期することとなったものであり、3月31日付で公布を行うものです。第2号については、平成28年1月1日、第3号については、平成28年4月1日、第4号については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等の施行日となっております。

経過措置については、議案書の74ページからありますが、第2条として町民税、第1項から第9項、議案書75ページになりますが、第3条、固定資産税の第1項から第4項、76ページで、第4条、軽自動車税の第1項、2項、それから、議案書77ページ、第5条で、たばこ税の第1項から第14項、議案書89ページ、第6条、特別土地保有税、それから第7条、入湯税、議案書90ページで、第8条、都市計画税と、それぞれ経過措置を設けさせていただいてあります。

雑駁であります。以上で、専決処分をさせていただいた御代田町町税条例の一部を改正する条例の内容でございます。御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第34号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第34号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第8 議案第35号 専決処分事項の報告について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第8 議案第35号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

古畑洋子保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） それでは、議案書91ページをお願いいたします。

議案第35号 専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次の92ページをお願いいたします。

専第5号 専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する暇がないと認めたので、専決処分する。

平成27年3月31日専決

御代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてです。

今回、御代田町国民健康保険税条例の一部を改正する主な理由については、国民健康保険法施行令や地方税法等の一部改正に伴うものでございますが、国保被保険者間の保険税負担の公平の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を図るため、課税限度額と保険税軽減範囲を見直すものでございます。

95ページからの新旧対照表をごらんください。

主な改正点は、次の2点となります。

1点目ですが、課税額でございます。課税限度額の引き上げについて、基礎課税分を51万円から52万円に、後期高齢者支援金分を16万円から17万円に、介護納付金を14万円から16万円にそれぞれ引き上げ、全体では、現行の81万円の課税限度額が85万円になります。

96ページですけれども、2点目は、国民健康保険税の軽減でございます。軽減

判定所得の算定方法を変更し、軽減対象世帯の範囲を広げるもので、被保険者数に乗ずる金額を、5割軽減は24万5,000円から26万円に、2割軽減は45万円から47万円にそれぞれ引き上げとなります。

附則ですけれども、第1条、この条例は、平成27年4月1日より施行する。第2条、改正後の御代田町国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による、でございます。

以下の改正附則第1条の改正については、所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に基づき、昨年6月に一部改正した附則部分を改正するものでございます。

説明について、以上でございます。御承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手を願います。

池田健一郎議員。

（10番 池田健一郎君 登壇）

○10番（池田健一郎君） 議席番号10番、池田です。

ちょっと単純な質問なんですけれども、値上げする額が率として均等に上がってないんですけれども、これは何か意味があつてこういう数字になつてるんですか。

○議長（笹沢 武君） 古畑洋子保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑洋子君） 申しわけありません。

率としてということはどういうことでしょうか。値上げする額が均等にいつてないということですかね。そういうことですか。

これにつきましては、私どもが定めたものではございませんので、やはり国から示されたものですので、ここではちょっとお答えはできません。

○議長（笹沢 武君） 池田健一郎議員。

○10番（池田健一郎君） 国から示された数字そのものだということで理解していいですか。はい。じゃ、終わります。

○議長（笹沢 武君） ほかに質疑のある方は、挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第35号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第35号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第9 議案第36号 専決処分事項の報告について―――

○議長(笹沢 武君) 日程第9 議案第36号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

古畑洋子保健福祉課長。

(保健福祉課長 古畑洋子君 登壇)

○保健福祉課長(古畑洋子君) それでは、議案書の100ページをお願いいたします。

議案第36号 専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

次の101ページをお願いします。

専第6号 専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する暇がないと認めるので専決処分する。

平成27年3月31日専決

御代田町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

102ページをお願いいたします。

今回の御代田町国民健康保険条例の一部改正の主な理由については、国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、条項等の繰り上げあるいは繰り下げといった箇所があり、条例中においてその部分を根拠としているものについては、整合性をとる必要があることから改正するものです。

第5条第2項一部負担金の部分では、被保険者が診療または歯科診療の給付を受ける場合における給付額の算定方法の根拠となる厚生労働省の告示の内容が変わったこと。一部負担金の部分については、当町の条例では、これまで歯科訪問診療について記載がありませんでしたが、今回、国から示された条例参考例に基づき、これについても含めることとするものです。

第10条では、保健事業の部分で、市町村が特定健診を行わなければならない根拠となる国民健康保険法の条項が変わっています。

附則として、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

説明は以上でございます。御承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第36号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第36号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認する

ことに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

(午前 10 時 59 分)

(休 憩)

(午前 11 時 11 分)

○議長（笹沢 武君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

―――日程第 10 議案第 37 号 専決処分事項の報告について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第 10 議案第 37 号 専決処分事項の報告についてを議題
といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明企画財政課長。

(企画財政課長 土屋和明君 登壇)

○企画財政課長（土屋和明君） 議案書の 104 ページをお願いいたします。

議案第 37 号 専決処分事項の報告についてでございます。

105 ページ、専第 7 号 専決処分書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会を招集する暇がないと認めるの
で専決処分する。

本年 3 月 31 日付で専決処分させていただきましたのは、平成 26 年度御代田町
一般会計補正予算（第 9 号）についてでございます。

予算書の 1 ページをお開きください。

平成 26 年度御代田町の一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによ
る。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 6,650 万 1,000 円を追
加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 64 億 435 万 7,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳
入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

次の2ページからの第1表 歳入歳出予算の補正につきましては、お手元の資料番号2で御説明をさせていただきます。

それでは、歳入から御説明をさせていただきます。主なもののみ申し上げます。

款1、町税。項1、町民税でございますが、既定額に139万1,000円の増額補正でございます。個人の滞納繰越分が増額になったことによるものでございます。

項2、固定資産税でございますが、131万円の増額補正。滞納繰越分の収入増によるものです。

項4、町たばこ税は、既定額から161万円の減額でございますが、こちらは、たばこの本数が減ったという状況でございます。

項7の都市計画税でございますが、こちらにつきましては、既定額から25万6,000円の減額。滞納繰越分で収入が見込めないという状況であります。

次の款2、地方譲与税から款11の交通安全対策特別交付金までにつきましては、額の確定がございまして、この増減を計上してございます。自動車重量譲与税で145万9,000円の減、地方揮発油譲与税で66万4,000円の減、利子割交付金で1万8,000円の減、配当割交付金で328万1,000円の増、株式等譲渡所得割交付金で660万7,000円の増、地方消費税交付金で491万円の増、ゴルフ場利用税交付金で10万8,000円の増、自動車取得税交付金で342万円の減、地方交付税で7,615万1,000円の増で、特別交付税が7,371万3,000円でございます。それから、交通安全対策特別交付金につきましては、8万6,000円の減でございます。

次のページをお願いいたします。

款12、分担金及び負担金でございますが、項1、負担金でございます。既定額に498万9,000円の増でございますが、保育料負担金につきましては、290万余の減でございますが、管外保育で930万余の増等でございます。

款13の使用料及び手数料、使用料でございますが、229万9,000円の増額でございますが、町営住宅収入で290万余の増額でございます。

項2の手数料でございますが、17万円の増でございますが、証明閲覧等手数料

が13万9,000円の増等となっております。

款14、国庫支出金、項1、国庫負担金でございますが、既定額から494万3,000円の減額ということで、主なものは、児童手当負担金で504万円の減でございます。

項2、国庫補助金でございますが、387万5,000円の減額補正でございます。子育て世帯臨時特例給付金の補助329万6,000円の減等々でございます。

項3の委託金でございますが、97万9,000円の増額ということで、衆議院選挙の委託金につきましては減でございますが、国民年金事務委託金で増ということで、90万の増額でございます。

款15、県支出金、項1、県負担金でございますが、こちらにつきましては、647万9,000円の減ということで、児童手当負担金、それから障害者自立支援給付費負担金等々が減額となっております。

項2、県補助金でございます。既定額から282万2,000円の減ということで、合併浄化槽の補助金の減、それから農産物等災害緊急対策事業補助金、これ、パイプハウスの関係でございますが、こちら等の減が主要因でございます。

項3の委託金、87万7,000円の増額でございます。県民税徴収取扱費交付金で138万余の増額となっております。

款16、財産収入、項2、財産売払収入でございますが、既定額に318万6,000円の増額でございます。土地売払収入は220万余の減でしたが、備品等売払収入で545万3,000円、こちらにつきましては、旧メルシャンの蒸留器等を公売したものによります。

款18、繰入金でございますが、基金繰入金770万円の減ということで、こちらは財政調整基金からの繰り入れでございまして、パイプハウスの普及に充てる部分が減額となったという状況であります。

款20、諸収入、項1、延滞金、加算金及び過料、既定額から149万6,000円を減額するものであります。これは実績によります。

項3、貸付金元利収入ということで、219万4,000円の増額補正でございます。これは、奨学金の返還金、一括償還がございまして、こういった形になってございます。

次のページをお願いします。

項 4、雑入でございます。既定額から 5 4 万 2, 0 0 0 円の減額でございます、コミュニティ事業助成金が 2 0 万円の減、それからタクシー券売払収入と、それから福祉タクシー券売払収入がそれぞれ減となっております。

款 2 1 の町債でございますが、既定額から 6 6 0 万円を減ずるものでございまして、都市再生整備計画事業債ということで、1, 1 0 0 万円余の減額がございます。

合計で、既定額に 6, 6 5 0 万 1, 0 0 0 円を追加いたしまして、6 4 億 4 3 5 万 7, 0 0 0 円とするものでございます。

続きまして、歳出でございます。

議会費は、既定額から 6 1 万 8, 0 0 0 円の減額。印刷製本費、筆耕翻訳料等でございます。

款 2、総務費、項 1、総務管理費でございますが、こちらは、2 億 8, 6 7 8 万 3, 0 0 0 円の増額でございます。役場庁舎整備基金積立金に 3 億円を計上したことによります。

項 2、徴税費でございますが、既定額から 1 4 3 万 6, 0 0 0 円の減。こちらにつきましては、臨時職員賃金、それから地方税共同化事業負担金等々の減ということでございます。

項 4、選挙費でございますが、既定額から 2 0 5 万円の減額。県議会議員選挙、それから町長選挙、衆議院選挙でそれぞれ減が出てございます。

款 3、民生費、項 1、社会福祉費でございますが、3, 9 3 4 万 3, 0 0 0 円の減額。障害者自立支援給付費 1, 3 0 0 万余、介護保険特別会計繰出金 1, 1 0 0 万余等々が減額となっております。

項 2、児童福祉費でございますが、3, 5 4 9 万 1, 0 0 0 円の減額でございます。保育所運営費負担金で 1, 0 0 0 万余、それから子育て世帯臨時特例給付金で 3 0 0 万余、それから児童手当で 6 0 0 万余がそれぞれ減額となっております。

款 4、衛生費、項 1、保健衛生費でございますが、8 6 6 万円の減額でございます。予防接種等医師委託料、それから斎場の負担金、合併浄化槽設置補助、それぞれ減額となっております。

項 2、清掃費でございますが、1 5 8 万 6, 0 0 0 円の減でございます。一般廃棄物処理委託料の減が主な要因でございます。

款 6、農林水産業費、項 1、農業費でございますが、1, 5 7 5 万円の減ござ

います。大きなものといたしまして、クラインガルデン整備工事費で800万円、農作物等災害緊急対策補助で340万余の減という状況でございます。

項2、林業費でございますが、66万8,000円の減ということで、有害鳥獣駆除報償金等々の減であります。

項3、農地費640万1,000円の減、こちらにつきましては、農集排への繰出金の減、それから農道用水等補修原材料費の減等々でございます。

款7、商工費でございますが、2,103万1,000円の減ということで、工業振興奨励補助金1,590万余の減が主要因であります。

款8、土木費、項1、土木管理費31万2,000円の減。これは、住宅新築資金特別会計への繰出金の減でございます。

次のページをお願いいたします。

項2、道路橋梁費1,088万7,000円の減。こちらにつきましては、重機借上料、用地購入費、それから道路改良工事費等々の減によります。

項3、河川費でございますが、265万2,000円の減額。重機の借上料、河川の維持補修工事費等々の減であります。

項4、都市計画費1,710万円の減でございます。主要因は、公共下水道事業特別会計への繰出金1,600万余の減でございます。

項5、住宅費でございますが、775万5,000円の減額でございます。主要因は、町営住宅修繕工事費の770万余の減でございます。

款9、消防費でございますが、159万3,000円の減ということで、こちらは、そこの記載にはございませんけれども、団員退職報償金の124万1,000円の減が主要因ということになってございます。

款10、教育費、項1、教育総務費でございますが、302万1,000円の減。こちらにつきましては、私立幼稚園就園奨励費補助が280万余の減というのが主要因でございます。

項4、社会教育費でございますが、110万円の減。こちらにつきましては、コミュニティ助成事業の補助が20万と、燃料費の90万ということになってございます。

項5、保健体育費でございますが、396万1,000円の減ということで、こちらにつきましては、芝生広場の手数料、こちらが1回作業をせずに済んだという

ことで、107万5,000円の減等々でございます。

款11の災害復旧費、項1、農林水産業施設災害復旧費でございますが、こちら
も33万9,000円、小規模災害の賃金、それから重機の借上等々の減額ござ
います。

項2、公共土木施設災害復旧費でございますが、こちらは、265万3,000円
の減。小災害復旧工事費で250万余の減というのが主要因でございます。

款12、公債費でございますが、536万7,000円の減ということで、利子
の利率の見直し等によりまして437万7,000円の償還利子の減が主なもので
ございます。

予備費から3,017万4,000円を減額させていただきまして、歳出合計、既
定額に6,650万1,000円を計上し、64億435万7,000円とする予算
案でございます。

それでは、予算書の8ページにお戻りをいただきたいと思ます。

第2表、繰越明許費補正でございます。

これは、追加ございまして、款2、総務費、項1、総務管理費、しなの鉄道設
備等整備事業負担金75万6,000円ございまして、これにつきましては、し
なの鉄道で、26年度事業として計上した国の補正予算を利用して繰越明許でやる
と補助金が得られるということで、それぞれ市町村が26年度中に27年度へ繰り
越してするべき額を計上するというので、繰越明許費として計上させていただ
いております。

次の9ページをお開きください。

第3表、地方債補正でございます。

変更ございまして、公共事業等債の限度額のみの変更ございまして、1億
2,250万円から660万円を減額しまして限度額1億1,590万円とするもの
ございまして、起債の方法、利率、償還の方法については変更はございません。

説明は以上でございます。原案どおりお認めいただけますよう、よろしくお願
いをいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手を願います。

野元三夫議員。

(6 番 野元三夫君 登壇)

○ 6 番 (野元三夫君) 議席番号 6 番、野元三夫です。

資料番号の 4 ページ、お願いいたします。総務費の中で役場庁舎整備基金積立金が 3 億円計上されているんですが、それとまた、27 年度当初予算でも 200 万円、計上されております。今現在の合計の積立金額が幾らになってるのか、お答えください。

○ 議長 (笹沢 武君) 土屋企画財政課長。

○ 企画財政課長 (土屋和明君) お答えをいたします。

平成 25 年度末の役場庁舎整備基金残高が 14 億 110 万円で行っていました。平成 26 年度中の基金積み立てが、今回補正をさせていただきました 3 億円と合わせまして、利子相当分の 200 万円、3 億 200 万円を積み立てまして、本年度、26 年度末基金残高は 17 億 310 万円となっております。

以上です。

○ 議長 (笹沢 武君) 野元三夫議員。

○ 6 番 (野元三夫君) 17 億 310 万円、積み立てがあるということ。それで、先ほど町長の招集挨拶の中で、当初建設総額は 20 億円を予想しているっていう、以前は 20 億円を予想しているっていうお話であったんですが、先ほどの町長の招集挨拶では、増額も予想されるっていうお話をされたんですが、幾らぐらい、何%ぐらい増額を予想されてるのか、お答えください。

○ 議長 (笹沢 武君) 尾台総務課長。

(総務課長 尾台清注君 登壇)

○ 総務課長 (尾台清注君) お答えします。

今、これから実施設計に入りますので、そのものを待たないと数字は出てきませんけれども、資材の高騰、それとまた、来るべき消費税の税率アップということも想定されますので、町長の招集挨拶でもお話いただいたようなことで出ております。具体的な数字ではございません。

○ 議長 (笹沢 武君) 野元三夫議員。

○ 6 番 (野元三夫君) まだ、設計が入ってなく、消費税も上がってない、資材の高騰もわからないっていうことで、予想されるだけっていうことで理解して、質疑終わり

ます。

○議長（笹沢 武君） ほかに質疑のある方は、挙手願います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第37号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第37号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第11 議案第38号 専決処分事項の報告について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第11 議案第38号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

古畑洋子保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） それでは、議案書106ページをお願いいたします。

議案第38号 専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

107ページをお願いします。

専第8号 専決処分書

地方自治法の規定により、議会を招集する暇がないと認めるので専決処分する。

平成26年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）でござ

います。

それでは、予算書1ページをお願いいたします。

平成26年度御代田町の国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,443万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億6,125万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款1、項1、国民健康保険税でございます。一般被保険者国民健康保険税徴収率上昇によりまして、331万8,000円の増額でございます。

款3、国庫支出金、項1、国庫負担金でございますが、療養給付費国庫負担金の交付額決定によりまして、957万7,000円の増額でございます。

項2、国庫補助金でございますが、財政調整交付金の交付額確定によりまして、3,156万1,000円の増額でございます。国保税徴収率や保健事業実施状況等の努力が認められ、増額となっております。

款4、県支出金、項1、県負担金でございますが、特定健康診査等県負担金の交付決定によりまして、24万9,000円の減額でございます。

項2、県補助金でございますが、財政調整交付金交付額決定によりまして、1,204万8,000円の増額でございます。

款5、項1、療養給付費交付金でございます。交付額決定によりまして、310万1,000円の減額でございます。

款11、諸収入、項1、延滞金、加算金及び過料。金額確定によりまして、91万9,000円の増額でございます。

項2、受託事業収入でございますが、特定健診未受診のため、返還還付が発生したため、1万4,000円の減額でございます。

項 3、雑入でございます。こちらは、交通事故に伴う医療費、医療給付費、国保資格喪失後の保険使用に伴う医療費の返還分でございます。38万9,000円の増額でございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 1、総務費、項 1、総務管理費でございます。保険証、医療費通知発送等の経費が当初見込みより少なかったため、38万1,000円の減額でございます。

項 3、運営協議会費でございますが、委員報酬の不要分としまして、10万4,000円の減額でございます。

款 2、保険給付費、項 1、療養諸費でございますが、4,548万5,000円の減額でございます。下半期の療養給付費の伸びを見込みまして、12月、3月で補正をいたしまして増額いたしましたが、4月の支払い分の一般被保険者療養給付費が例年並みであったための減額でございます。

項 2、高額療養費でございますが、1,121万9,000円の減額でございます。こちらも、下半期の高額療養費の伸びを見込み、同じく12月、3月で補正で増額いたしましたが、例年並みであったための減額でございます。

項 3、出産育児一時金ですが、人数の確定によりまして、42万円の減額でございます。

項 4、葬祭諸費でございますが、人数の確定によりまして、12万円の減額でございます。

款 4、項 1、前期高齢者納付金でございますが、これも金額の確定によりまして、22万円の減額でございます。

款 5、項 1、老人保健拠出金でございますが、該当がなかったため1万円の減額でございます。

款 6、項 1、介護納付金でございますが、これは財源変更でございます。

款 8、保健事業費、項 1、特定健康診査等事業費でございますが、特定健康診査委託料確定に伴いまして、225万円の減額でございます。

項 2、保健事業費でございますが、こちら委託料の確定に伴いまして、85万円の減額でございます。

款 9、項 1、基金積立金でございますが、基金がないため、10万円の減額でござ

ございます。

款 10、諸支出金、項 1、償還金及び還付加算金でございますが、確定によりまして 64 万 9,000 円の減額でございます。

款 11、項 1、予備費でございますが、1 億 1,624 万 7,000 円の増額で、こちらは予備費で調整しております。こちら予備費、比較的余裕があるように見えますが、新年度の会計を見ましても、一般被保険者療養給付費の 5 月の支払い、こちら、7,400 万円となっております、過去 5 年間で 2 番目に高い金額となっております。

説明は以上でございます。御承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第 38 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第 38 号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

――― 日程第 12 議案第 39 号 専決処分事項の報告について ―――

○議長（笹沢 武君） 日程第 12 議案第 39 号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

古畑洋子保健福祉課長。

(保健福祉課長 古畑洋子君 登壇)

○保健福祉課長(古畑洋子君) 議案書108ページをお願いいたします。

議案第39号 専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

109ページをお願いいたします。

専第9号 専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する暇がないと認めるので専決処分する。

それでは、予算書の1ページをお願いいたします。

平成26年度御代田町介護保険(事業勘定)特別会計補正予算(第5号)でございます。

平成26年度御代田町の介護保険(事業勘定)特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ6,053万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億819万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款1、保険料、項1、介護保険料でございますが、特別徴収対象者の減少によりまして、256万1,000円の減額でございます。

款4、国庫支出金、項1、国庫負担金でございますが、介護給付費国庫負担金確定に伴いまして、300万2,000円の減額でございます。当初見込みより給付費の伸びが少なかったための減額でございます。

項2、国庫補助金でございますが、調整交付金金額確定に伴いまして、732万4,000円の減額でございます。

款 5、項 1、支払基金交付金でございますが、介護給付費交付金、地域支援事業交付金確定に伴いまして、2,352 万円の減額でございます。

款 6、県支出金、項 1、県負担金でございますが、介護給付費県負担金確定に伴いまして、1,195 万 6,000 円の減額でございます。

項 2、県補助金でございますが、地域支援事業費交付金確定に伴いまして、26 万 3,000 円の増額でございます。

款 8、繰入金、項 1、他会計繰入金でございますが、介護給付費確定に伴う繰入金確定によりまして、1,197 万 8,000 円の減額でございます。

款 10、諸収入、項 2、サービス収入でございますが、46 万 1,000 円の減額でございます。介護要支援 1、2 の方の居宅介護予防サービス計画書の減少によるものでございます。

歳入合計ですが、補正額 6,053 万 9,000 円を減額いたしまして、10 億 819 万 2,000 円でございます。

続きまして、3 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 1、項 1、総務費でございますが、主治医意見書作成に要する費用でございますが、当初見込みより作成者が少なかったため、127 万 3,000 円の減額でございます。

款 2、項 1、保険給付費でございますが、7,986 万円の減額でございます。介護サービス給付費の伸びを見込み、12 月で補正で増額をいたしましたが、給付費が伸びなかったための減額でございます。

款 3、地域支援事業費、項 1、介護予防事業費でございますが、介護予防 2 次予防事業利用者が当初見込み額を下回ったことによりまして、20 万 4,000 円の減額でございます。

項 2、包括的支援事業・任意事業費でございますが、事業確定に伴いまして、47 万 8,000 円の減額でございます。

款 7、項 1、ボランティアポイント事業費でございますが、事業費確定に伴いまして、38 万 5,000 円の減額でございます。

款 8、項 1、予備費でございますが、2,166 万 1,000 円の増額でございます。こちら予備費で調整しております。

歳出合計額でございますが、補正額6,053万9,000円を減額いたしまして、10億819万2,000円でございます。

説明は以上でございます。御承認をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第39号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第39号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第13 議案第40号 専決処分事項の報告について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第13 議案第40号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

古畑洋子保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） 議案書110ページをお願いいたします。

議案第40号 専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したの

で、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

111 ページをお願いいたします。

専第10号 専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する暇がないと認めるので専決処分する。

平成26年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございます。それでは、予算書の1ページをお願いいたします。

平成26年度御代田町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ288万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,400万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款1、項1、後期高齢者医療保険料でございます。対象者の所得増によりまして、288万3,000円の増額でございます。

款3、繰入金、項1、一般会計繰入金でございますが、交付金確定に伴いまして、10万1,000円の増額でございます。

款5、諸収入、項3、雑入でございますが、健診事業費補助、人間ドック補助事業の確定に伴いまして、10万円の減額でございます。

歳入合計でございますが、補正額288万4,000円を増額いたしまして、1億2,400万8,000円でございます。

続きまして、3ページをお願いします。

歳出でございます。

款1、総務費、項1、総務管理費は、財源変更でございます。

款2、項1、後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、保険料負担金の増額に伴いまして、279万4,000円の増額でございます。

款 3、保健事業費、項 1、健診事業費は、財源変更でございます。

項 2、保健事業費でございますが、人間ドック受診者増によりまして、9 万円の増額でございます。

歳出合計でございますが、補正額 2 8 8 万 4, 0 0 0 円を増額いたしまして、1 億 2, 4 0 0 万 8, 0 0 0 円でございます。

説明は以上でございます。御承認をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第 4 0 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第 4 0 号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

――― 日程第 1 4 議案第 4 1 号 専決処分事項の報告について ―――

○議長（笹沢 武君） 日程第 1 4 議案第 4 1 号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大井政彦建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） 議案書 1 1 2 ページをお開きください。

議案第 4 1 号 専決処分事項の報告について

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第 3 項の規定により、報告をいたしますので御承認をお願いいたします。

次の 1 1 3 ページをご覧ください。

専第 1 1 号 専決処分書

地方自治法の規定により、平成 2 6 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）について、平成 2 7 年 3 月 3 1 日に専決させていただきましたので御承認をお願いいたします。

次の補正予算書の 1 ページをご覧ください。

平成 2 6 年度御代田町の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 8, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 8 4 万 2, 0 0 0 円とする。

2 補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、次の 2 ページをご覧ください。

第 1 表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款 2、繰入金、項 1、他会計繰入金。元利償還金の不足額を一般会計から繰り入れるものでございます。事業費の確定により、2 9 万 9, 0 0 0 円を減額するものでございます。

款 3、繰越金、項 1、繰越金。平成 2 5 年度からの繰越分として、2, 0 0 0 円増額するものでございます。

款 4、諸収入、項 1、貸付金元利収入。未償還繰越分の確定による増額で、2 9 万円となります。

項 2、延滞金、加算金及び過料は、皆減で、1, 0 0 0 円の減額となっております。

歳入合計につきましては、補正額 8, 0 0 0 円の減額としてまして、総額は 6 8 4 万 2, 0 0 0 円でございます。

次の3ページをご覧ください。

歳出でございます。

款1、土木費、項1、住宅費。償還金の口座振替手数料の確定による減額といたしまして、既定額から8,000円の減額とさせていただきました。

款2、公債費、項1、公債費。一般財源からの財源変更によるもので、増減はございません。

補正額、歳出合計は8,000円で、総額684万2,000円でございます。

以上のとおり御承認をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第41号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第41号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第15 議案第42号 専決処分事項の報告について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第15 議案第42号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大井政彦建設水道課長。

(建設水道課長 大井政彦君 登壇)

○建設水道課長(大井政彦君) 議案書114ページをご覧ください。

議案第42号 専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告いたしますので、御承認をお願いします。

次の115ページをご覧ください。

専第12号 専決処分書

地方自治法の規定により、平成26年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)について、平成27年3月31日に専決させていただきましたので御承認をお願いするものでございます。

次の補正予算書の1ページをご覧ください。

平成26年度御代田町の公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,957万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,851万6,000円とする。

2 補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

次の2ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款1、分担金及び負担金、項1、負担金。宅地化による受益者負担金の猶予解除等の増で、450万4,000円の増額をお願いするものでございます。

款2、使用料及び手数料、項1、使用料。滞納繰越分の収入予想や節水傾向にある当初見込みよりも減少したことによりまして、57万1,000円の減額をお願いするものでございます。

項2、手数料。督促手数料の収入減によるもので、4,000円の減額となりま

す。

款 4、繰入金、項 1、他会計繰入金。こちらは、事業の確定による一般会計からの繰入金で、1,676万1,000円の減額補正をお願いするものでございます。

款 6、諸収入、項 1、延滞金、加算金及び過料。繰越分の延滞金収入の減によるもので、74万2,000円の減額補正でございます。

項 2、雑入ですが、契約上の違約金の該当がないため、1,000円の減額となりました。

款 7、町債、項 1、町債。600万円の減額ですが、入札差金、管渠工事や公共ますの設置工事の減によるものでございます。

歳入合計につきましては、既定額から1,957万5,000円の減額補正をお願いしまして、総額6億4,851万6,000円となります。

次の3ページをご覧ください。

歳出でございます。

款 1、土木費、項 1、都市計画費でございますが、主なものとして、浄化管理センターの維持管理料の確定、それと、施設修繕費、光熱水費等の見込みが少なかったことによる減額でございます。1,957万5,000円の減額補正をお願いいたします。

款 2、公債費、項 1、公債費。借入金元金償還経費の充当元の財源変更によるもので、増減はございません。

歳出合計につきましては、1,957万5,000円の減額補正をお願いするもので、総額6億4,851万6,000円でございます。

次の4ページをご覧ください。

第2表 地方債補正。

変更するものでございます。起債の目的、公共下水道事業、補正前の限度額を3,270万円から600万円を減額しまして、補正後の限度額を2,670万円といたしました。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

以上のとおり御承認をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第42号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第42号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

昼食のため、休憩いたします。

午後は、1時30分より再開いたします。

(午後 0時04分)

(休 憩)

(午後 1時30分)

○議長(笹沢 武君) 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

―――日程第16 議案第43号 専決処分事項の報告について―――

○議長(笹沢 武君) 日程第16 議案第43号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大井政彦建設水道課長。

(建設水道課長 大井政彦君 登壇)

○建設水道課長(大井政彦君) 議案書の116ページをご覧ください。

議案第43号 専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したの

で、同条第3項の規定により報告いたしますので御承認をお願いいたします。

次の117ページをご覧ください。

専第13号 専決処分書

地方自治法の規定により、平成26年度御代田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、平成27年3月31日に専決させていただきましたので御承認をお願いいたします。

次の補正予算書の1ページをご覧ください。

平成26年度御代田町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ281万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,748万6,000円とする。

2 補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次の2ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款1、分担金及び負担金、項1、分担金でございます。既定額から53万6,000円の減額をお願いするものです。事業組合のほうから修繕費の7%を徴収しているものですが、修繕費が少なく済んだことによる減額でございます。

款2、使用料及び手数料、項1、使用料。既定額から53万円を減額をお願いするものです。有収水量の見込み減による調定額の減でございます。節水傾向にあるもので減額とさせていただきました。

款3、繰入金、項1、他会計繰入金。一般会計からの繰り入れでございますが、事業確定によるもので、292万7,000円の減額をお願いするものでございます。

款4、繰越金、項1、繰越金。25年度からの繰越金でございますが、117万6,000円の増額をお願いするものでございます。

款5、諸収入、項1、雑入ですが、該当なしで、1,000円の減額をお願いするものでございます。

歳入合計につきましては、既定額から281万8,000円を減額をお願いをし、総額で2,748万6,000円とするものでございます。

次の3ページをご覧ください。

歳出でございます。

款1、農林水産業費、項1、農地費。既定額から281万8,000円の減額をお願いするものでございます。緊急的な修繕がなかったということで、処理場の維持管理業務の確定というところから減額補正をお願いするものでございます。

総額は、2,748万6,000円となります。

以上のとおり御承認をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第43号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第43号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第17 議案第44号 専決処分事項の報告について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第17 議案第44号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大井政彦建設水道課長。

(建設水道課長 大井政彦君 登壇)

○建設水道課長(大井政彦君) 議案書の118ページをご覧ください。

議案第44号 専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告いたします。御承認をお願いいたします。

次の119ページをご覧ください。

専第14号 専決処分書。

地方自治法の規定により、議会を招集する暇がないと認めるので専決処分する。平成26年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算(第2号)について、平成27年3月31日に専決させていただきましたので御承認をお願いいたします。

次の補正予算書の1ページをご覧ください。

平成26年度御代田町の個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ105万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,285万6,000円とする。

2 補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次の2ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款1、使用料及び手数料、項1、使用料。既定額から27万3,000円を減額、お願いするものでございます。節水傾向による現年使用料の減ということでございます。

款2、繰入金、項1、他会計繰入金でございますが、事業の確定による一般会計からの繰り入れですが、77万7,000円の減額をお願いするものです。

歳入合計につきましては、105万円の減額をお願いし、総額1,285万6,000円となるものでございます。

次の3ページをご覧ください。

歳出でございます。

款1、衛生費、項1、保健衛生費。既定額から105万円の減額をお願いするものでございます。施設修繕費、維持管理委託料の確定による減額補正をお願いするものでございます。

総額は、1,285万6,000円でございます。

以上のとおり御承認をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第44号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第44号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第18 議案第45号 御代田町オフトーク通信施設の設置

及び管理に関する条例を廃止する条例案について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第18 議案第45号 御代田町オフトーク通信施設の設置

及び管理に関する条例を廃止する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

尾台清注総務課長。

(総務課長 尾台清注君 登壇)

○総務課長(尾台清注君) 議案書の120ページをお願いいたします。

議案第45号 御代田町オフトーク通信施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例案について御説明いたします。

御代田町オフトーク通信施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例案について、別紙のとおり提出する。

平成27年6月5日 提出

御代田町長 茂木祐司

平成27年の2月、事業者でありますNTTが本サービスの提供を終了したこと及び宅内装置の改修が4月26日をもって終了したことから廃止するものでございます。

それでは、121ページをお願いいたします。

御代田町オフトーク通信施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例(案)。

御代田町オフトーク通信施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例(平成6年御代田町条例第19号)は廃止する。

附則、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

○議長(笹沢 武君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第19 議案第46号 御代田町統計調査区並びに

統計調査員設置条例の一部を改正する条例案について―――

○議長(笹沢 武君) 日程第19 議案第46号 御代田町統計調査区並びに統計調査員設置条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明企画財政課長。

(企画財政課長 土屋和明君 登壇)

○企画財政課長(土屋和明君) 議案書の122ページをお願いいたします。

議案第46号 御代田町統計調査区並びに統計調査員設置条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

この改正につきましては、本年10月1日を基準として行われます国勢調査の調査区番号が変更になったことによるものでございます。

次のページをお願いいたします。

御代田町統計調査区並びに統計調査員設置条例の一部を改正する条例(案)ということで、同条例の一部を次のように改正するというところで、条例中、別表を次のように改めるという内容でございます。127ページから新旧対照表がございますけれども、こちらでそれぞれ調査区番号と区域を新たに変更するという状況の内容でございます。

審査の上、お認めいただきますよう、お願いをいたします。

説明は以上でございます。

○議長(笹沢 武君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第20 議案第47号 御代田町介護保険条例の一部を

改正する条例案について―――

○議長(笹沢 武君) 日程第20 議案第47号 御代田町介護保険条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

古畑洋子保健福祉課長。

(保健福祉課長 古畑洋子君 登壇)

○保健福祉課長(古畑洋子君) 議案書132ページをお願いいたします。

議案第47号 御代田町介護保険条例の一部を改正する条例案について。

御代田町介護保険条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出するものでございます。

こちらの条例改正でございますが、3月議会において、平成27年度から29年度の介護保険料の額の改定を行いました。第1の段階該当者の保険料軽減については、国で予算審議され、政令の公布があったため、今回、改正を行うものでございます。

次の133ページをお願いいたします。

御代田町介護保険条例の一部を改正する条例（案）。

御代田町介護保険条例の一部を次のように改正する。

第6条中、「3万960円」を「2万7,860円」に改める。

附則、1 この条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

2 改正後の御代田町介護保険条例第6条の規定は、平成27年度以降の年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

説明は以上でございます。御審議いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第21 議案第48号 御代田町保育料徴収条例の一部を

改正する条例案について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第21 議案第48号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩町民課長。

（町民課長 荻原 浩君 登壇）

○町民課長（荻原 浩君） 議案書の136ページをお願いいたします。

議案第48号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正する条例案について。

御代田町保育料徴収条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出いたします。
本条例の改正点は、2点でございます。

1点目は、町長招集の挨拶でも申し上げましたとおり、長野県独自の子育て支援策として、本年度から第3子以降の保育料について、月額6,000円を上限として保護者の負担を軽減するという制度を実施することになり、県下の全市町村がこの制度を導入することとなりましたので、当町も保育料月額徴収基準表の一部を改正するものでございます。

参考までに、幼稚園につきましては、毎年1月に就園奨励費補助金の額が確定してからでないで保護者の負担額も確定しませんので、補助金交付要綱によって同様の負担軽減を図っていく予定となっております。

2点目につきましては、上位法の一部改正によりまして、様式第1号の記載条項に条ずれが生じたため修正するものでございます。

それでは、次の137ページをご覧ください。

御代田町保育料徴収条例の一部を改正する条例（案）。

御代田町保育料徴収条例の一部を次のように改正する。

別表第2中、備考1の表の次に「2 同一世帯から3人以上の児童がいる世帯における、3人目以降の児童の保育料については、月額6,000円を上限に減額する。」を加える。

様式第1号中「第5条」を「第8条」に改め、「第 号」を削除する。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用するものでございます。

次のページからは新旧対照表と様式第1号でございますが、改正箇所は、140ページの一番最後の部分につけ加えて附則を設けるものでございます。

140ページの1につきましては、様式の中段のところに、第8条というものがございます。あと、下段のところに、第8条第1項とありまして、その次に、「第号」という字句があったわけですが、号がなくなりましたので、そこは削除するものでございます。

以上のとおり御審議をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第22 議案第49号 平成27年度御代田町一般会計

補正予算案について―――

○議長(笹沢 武君) 日程第22 議案第49号 平成27年度御代田町一般会計補正
予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明企画財政課長。

(企画財政課長 土屋和明君 登壇)

○企画財政課長(土屋和明君) 議案書の141ページをお願いいたします。

議案第49号 平成27年度御代田町一般会計補正予算案について御説明を申し
上げます。

予算書の1ページをお開きください。

平成27年度御代田町の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによ
る。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億9,010万5,000円
を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億3,007万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳
入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

2ページからの第1表 歳入歳出予算補正につきましては、お手元にお配りして
おります資料番号3で御説明をさせていただきます。

まず、歳入でございます。

款14、国庫支出金、項1、国庫負担金でございますが、教育・保育給付費負担

金ということで、前の保育所運営費等負担金から、制度改正によりまして額も大きく伸びてございまして、1,425万9,000円の増額でございます。

項2、国庫補助金、こちらにつきましては、子育て臨時特例交付金で800万余の増、社会資本整備総合交付金事業で3,500万余の減というような状況の中で、トータルで264万8,000円の減額でございます。

款15、県支出金、項1、県負担金でございますが、教育・保育給付費負担金、先ほどの国庫と同じでございますが、制度改正によりまして、これも若干増えて、713万円の増でございます。

項2、県補助金でございます。子ども子育て支援交付金190万余、それから、経営体育成交付金ということで、これは、トンネル補助になる農政関係の補助でございますが、353万9,000円等々で、609万円の増額をお願いしてございます。

款18、項1、基金繰入金でございますが、役場庁舎整備基金からの繰り入れを1億7,000万円計上してございます。

款20、諸収入、項4、雑入。320万円でございますが、町長の挨拶にもございましたけれども、コミュニティー助成事業助成金3件でございます。

款21、項1、町債。既定額に9,210万円の増額補正でございますが、こちらは都市再生整備事業債でございます。

歳入合計といたしまして、既定額に2億9,010万5,000円を増額いたしまして、60億3,007万円とするものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございますが、一般人事管理経費の関係の増減につきましては、4月1日付の人事異動によるものでございますので、御承知おきをください。

款2、総務費、項1、総務管理費。既定額に1億5,063万3,000円の増額補正でございます。役場庁舎の実施設計業務委託が5,900万余、メルシャンの解体工事費が1億100万余という状況の計上でございます。

項2、徴税费でございますが、こちらは482万円の減でございますが、一般人事管理経費でございます。

項3の戸籍住民基本台帳費も同様でございます。

項5の統計調査費でございますが、これは、センサス等の金額が決まってまいり

ましたので、これを振り替えた、読み替えして計上させていただいております。

それから、款 3、民生費、項 1、社会福祉費でございますが、3,442万1,000円の増額でございます。人事管理経費のほかに、臨時福祉給付金が1,710万円の計上であります。

項 2、児童福祉費でございますが、既定額に8,720万4,000円の増額となっております。私立保育所保育委託料1,700万余、それから私立幼稚園就園奨励費補助金、こちらにつきましては、学校教育係から事務分掌を変更したことによりまして、児童福祉費につけかえてございます。町民課の予算にしてございます。それから、土地購入費ということで、1,573万4,000円を計上させていただきました。この土地購入費につきましては、新児童館の用地費ということで、まだ場所は決まっているわけではございませんけれども、計上して用地交渉に当たってまいりたいということでございます。

款 4、衛生費、項 1、保健衛生費は、既定額から411万5,000円の減額でございます。主なものは人事管理経費でございます。

項 3、清掃費でございますが、こちらは、新クリーンセンターの負担金の増額ということで、54万8,000円の増額補正でございます。

款 6、農林水産業費、項 1、農業費でございますが、1,365万3,000円の増額補正でございます。一般人事管理経費と、先ほど申しました経営体育成支援事業補助金、これはトンネル補助で350万余、それから、クラインガルデン事業の関係で、92万6,000円の計上であります。

項 2、林業費でございますが、91万3,000円の増額でございます。こちらは、有害鳥獣捕獲用の檻、64万7,000円等の増額でございます。

項 3、農地費でございますが、359万6,000円の増額補正でございます。土地改良事業補助金ということで、畑かんのポンプ189万円、それから、農山村プロ交の関係で、調査設計委託料162万円等の増額でございます。

次のページへ行っていただきまして、款 8、土木費、項 2、道路橋梁費でございます。既定額に4,360万円の計上でございます。測量登記委託料で70万円、調査測量設計委託料で1,290万円、それから、児玉荒町線、先ほど町長の挨拶にもありました、こちらで3,000万円の計上でございます。

項 4、都市計画費は、公共下水道会計の繰出金の減ということで、これの主要因

といたしまして156万3,000円の減額をお願いしてございます。

款9の消防費でございますが、226万8,000円ということで、こちらは消耗品費ということで、先ほど町長の挨拶にもありましたけれども、ヘッドライト、それから安全長靴等でございます。

款10、教育費、項1、教育総務費でございますが、既定額から2,360万8,000円の減額でございます。小諸高等学校110周年の補助として10万円を計上いたしました。それから、私立幼稚園関係の補助金につきましては、先ほど申し上げましたように、ここで、こちらからは減額してございます。

項3の中学校費でございますが、57万9,000円ということで、こちらクラリネット2台の追加でございます。ブラスバンドが、30人編成の小規模編成から40人の中規模編成にしないと部員が参加できないという状況の中での補正でございます。

項4、社会教育費でございますが、既定額に262万3,000円の増額でございます。こちらは、平和台公民館修繕事業補助ということで、134万円が計上されてございます。

項5の保健体育費でございますが、こちらは、81万5,000円の減額補正でございます。こちらでは、人事異動の関係で一般職が1人減っておりますので臨時職員賃金の計上と、町体育協会補助ということで、スポーツ少年団のドイツとの交流ということで御代田町当番ということになりまして、体協を経由して30万円の補助を計上いたしました。

項6、学校給食費でございますが、14万9,000円ということで、これは施設修繕料、必要だということで計上をさせていただいております。

款12の公債費でございますが、4万4,000円。これは、利率の見直しの関係で、元金が増えたということで4万4,000円、計上させていただいております。

予備費で、1,641万3,000円を減額して調整させていただいて、歳出合計、既定額に2億9,010万5,000円、歳出合計が、60億3,007万円という予算案でございます。

それでは、予算書の5ページにお戻りをいただきたいと思っております。

第2表 地方債の補正でございます。

こちら、変更でございまして、起債の目的は公共事業等債でございまして、限度額のみの変更でございます。既定額の2億2,440万円に9,210万円を追加いたしまして、3億1,650万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法等には変更はございません。

説明は以上であります。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手を願います。

池田るみ議員。

（1番 池田るみ君 登壇）

○1番（池田るみ君） 議席番号1番、池田るみです。

民生費について、3点質問したいと思います。

1点目は、予算書の18ページ、児童福祉施設一般経費の19002保育園つくしんぼ一時保育補助金126万円とありますけれども、1日当たりの定員と保育料、また、今年5月までの利用人数はどのようになっているかと、その補助金は何を基準として算出をしているのか伺います。

2点目は、18ページから19ページにかけて、06001子育て世帯臨時特例給付金給付事業956万円、そのうち、19002子育て世帯臨時特例給付金690万とは別に、23003で還付金107万2,000円とありますが、この還付金はどのようなものか伺います。

3点目は、20ページ、東原児童館運営費で、都市再生整備計画事業経費2,448万2,000円で、17001土地購入費1,573万4,000円、あと、13003実施設計委託料540万円と計上されておまして、今のところ、まだ土地の場所は決まっていないということだったのではありますが、どのぐらいの面積の土地を購入して、建物はどのぐらいの大きさになったり、あと、定員はどのように考えているか伺います。

○議長（笹沢 武君） 荻原 浩町民課長。

（町民課長 荻原 浩君 登壇）

○町民課長（荻原 浩君） それでは、お答えいたします。

まず、1点目のつくしんぼの一時保育補助金の関係ですが、1日当たりの一時保

育の定員、保育園つくしんぼにつきましては、26年度に開園されまして、1日当たりの定員は3名から5名というふうになっております。保育料につきましては、1時間当たり300円、プラス給食代が250円となっております。

参考までに、雪窓保育園につきましては、8時間までは1時間ごとに、3歳未満児で360円、3歳以上児で200円、8時間を超える30分ごとに、3歳未満児で180円、3歳以上児で100円が加算されていくという形になっております。

昨年から、今年5月までのつくしんぼの方の利用人数の推移ということでございますが、26年度におきましては、延べ人数で426人でした。平成27年度4月、5月、2カ月分の合計で106人となっております。26と27、月平均で比較しますと、今年、約17名ほど増えてきております。

もう1点、補助金は何を基準として補助しているのかという御質問でございますが、国の法定価格がございまして、これが、園児1人当たり、1日2,100円という単価が国で定められております。これに実績の人数を掛けて算出ということで、本年度の1,260万円の予算につきましては、600人を予定して、この金額になっております。

あと、2点目の御質問の子育て世帯特例給付金の還付金107万2,000円はどのようなものかという御質問でございますが、こちらにつきましては、昨年度、国による事務費と、昨年度は1人当たり1万円ということで、事務費も給付金も含めまして全て10分の10、国庫負担でございました。見込みといたしまして、2,300人を見込みまして、あと、事務費ということで予算要求を行いまして、満額がもう平成26年度で収入されております。実績といたしまして2,300人を見込んでおりましたが、未申請が20人ほどございまして、あと、所得制限等で、2,300人の見込みから所得制限かかってしまった方が50人ほどおりまして、交付しなかった者が74人分、7万4,000円ほど多くもらい過ぎたものでございます。それに付随しまして事務費等も不用、実績で使わなかった部分につきまして、合わせて107万2,000円を、国庫のほうはもう出納閉鎖、26年度終わっておりますので26年度の歳入還付ではなくて、27年度の歳出還付として、国に去年、26年度でもらい過ぎた分をお返しするという性質のものでございます。

それと、児童館の関係の土地購入費の御質問でございますが、1,573万4,000円ということで、土地のことにつきましては、先ほど企画財政課長から

も、まだ確定しておりませんっていうお話がありましたとおりでございます。

ただ、候補地、庁内で、役場内部の組織で検討しておりますところで、候補地といたしまして、北小の近くに1カ所と、あと、今のやまゆり保育園、東原児童館のすぐ近くのところにもう1カ所というようなところで、2カ所ほどに候補地としては絞ってきております。やまゆり保育園側の用地を二千数百 m^2 あるわけなんです、そちらを購入するっていう形になりますと、掛ける単価、7,100円ですが、平米当たり7,100円という単価を試算しまして、購入費ということで盛っていただきまして、これから地主さんと、議会で承認がいただけましたところで折衝ということになっていきますので、まだ、具体的に決定しているというところではございません。建物につきましては、現在、大林児童館を増築しているのと同じぐらいの面積の、大体600 m^2 以内ぐらいのところを見込んでいるところでございます。平成29年度に開館できればというふうを考えております。

定員は、現在と比べて何名増えるのかっていう御質問でございますが、現在は65名ということで、床面積で250 m^2 で65名定員で運営しておりますので、ほぼ倍ぐらいになるので、定員も、まだ確定はしておりませんが、この倍ぐらいの定員が適当ではないかというふうには考えております。

以上のとおりです。

○議長（笹沢 武君） 池田るみ議員。

○1番（池田るみ君） 今の東原児童館の件で質問させていただきます。

購入予定のところが北小とやまゆりということで、別の棟になるんではないかと思うんですが、職員の体制とか運営方法なんかは、現在は考えられているところはあるのでしょうか。

○議長（笹沢 武君） 荻原町民課長。

○町民課長（荻原 浩君） 職員体制や運営方法につきましては、検討中でございます。

大林児童館のほうも国の支援法の求めに応じまして高学年まで対応するようになりますので、現在も定員を超えるような利用状況でございますので、大林児童館と東原児童館と両方あわせて考えていかなければいけないと思っています。

まだ、決定はしておりませんので、よろしく申し上げます。

○議長（笹沢 武君） 池田るみ議員。

○1番（池田るみ君） わかりました。以上で質問を終わります。

○議長（笹沢 武君） ほかに質疑のある方は、挙手願います。

市村千恵子議員。

（12番 市村千恵子君 登壇）

○12番（市村千恵子君） 議席番号12番、市村千恵子です。

1点、お聞きいたします。ページ、27ページですけれども、款8、土木費の中の目3、都市再生整備計画事業費4,290万円と、その中に調査費が、調査測量設計委託料1,290万円と道路改良工事3,000万円ということで計上されてるわけですけれども、先ほど企画財政課長では、お話ですと、児玉荒町線っていうお話ありましたけれども、その工事の内容についてお願いします。

○議長（笹沢 武君） 大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） お答えいたします。

調査設計委託料の1,290万円でございますが、上ノ林霊園前の上ノ林児玉線の延長300m、それと役場前の塩野御代田停車場線、延長150mの用地取得に伴う用地取得料と、取得する用地内の建物や工作物、立木等の補償費を算定するための物件調査費になります。

あと、道路改良工事費の3,000万円でございますが、杉の子幼稚園前の児玉荒町線でございます。計画延長は150mですが、そのうちの約80mの工事費を見込んだものでございます。計画する道路につきましては、2車線道路の両側に歩道を設置、確保しました全幅12mの道路で、一般県道借宿小諸線の交差点部からの整備を予定しているところでございます。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 市村千恵子議員。

○12番（市村千恵子君） 今の道路改良の説明で、杉の子幼稚園の前、それから、借宿小諸線ですか、ですよね、西友前の通りっていうか、そのところから平和台のほうの団地のほうに行く道路の150mのうち80mっていうことか理解でよろしいですか。ああ、そうですか。

ちょっと1点、お聞きしたいんですけど、借宿小諸線にぶつかる場所の改良っていうことなんですけど、結構そこ児玉の地元から、地元からっていいですか、区長のほうから信号機の設置っていう話もあったりするわけですけど、町としては、

改良工事と伴って信号機の設置ってというのは考えているのでしょうか。

○議長（笹沢 武君） 大井建設水道課長。

○建設水道課長（大井政彦君） お答えいたします。

以前から、もう区長さんのほうからも、現道でも信号欲しいというような要望もございまして、信号機そのものは警察の専有物なものですから警察とも要望してるところでございます。26年度につきましては、西友さんから杉の子さんまでの間、歩道の設置が、工事が終わりました。今年、交差点からさらに町道のほうを整備していくわけですが、整備の際は、整備した後、しっかりとまた横断歩道も、たしか今、2カ所しかなくて、せめてコの字にして信号も設置していくという要望をさらにしていくという所存でおりますので、よろしくをお願いします。

○議長（笹沢 武君） 市村千恵子議員。

○12番（市村千恵子君） 終わります。

○議長（笹沢 武君） ほかに質疑のある方は、挙手願います。

野元三夫議員。

（6番 野元三夫君 登壇）

○6番（野元三夫君） 議席番号6番、野元三夫です。

資料3番の2ページの総務費の中で、役場庁舎関係で解体工事っていうことで1億円計上されておるんですが、メルシャンの跡地のところで、どの部分を解体するのか。それと、スケジュール等を教えていただければと思います。

○議長（笹沢 武君） 尾台総務課長。

（総務課長 尾台清注君 登壇）

○総務課長（尾台清注君） お答えいたします。

解体工事費の1億108万8,000円につきましては、メルシャン跡地の蒸留施設倉庫の解体工事費で、倉庫10棟、庁舎を建てる予定の、要するに西側の部分です。事務所、ボイラー棟、たるをつくっていた工場、機械室と危険物の倉庫、煙突、貯蔵タンク等、焼却炉もあちらの中にございますので、これらの建物でございまして、これ、建物の中にはアスベストが使われてる建物もございますので、それらの処理を含めての解体工事費でございます。

また、スケジュールにつきましては、まだこれから基本設計等のことも進めておりますので、現段階では申し上げるところではございません。ちょっとこれから日

程を詰めてまいりたいと思っておりますのでお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 野元三夫議員。

○6番（野元三夫君） 以前、壊した1棟の私有地の部分の倉庫跡地にもやっぱりアスベストがあったために多少高くなつたってということで、今回もアスベストがあるからその処理代が多少高くなるっていう、そういう認識でよろしいんでしょうか。

じゃ、以上で終わります。

○議長（笹沢 武君） ほかに質疑のある方は、挙手願います。

池田健一郎議員。

（10番 池田健一郎君 登壇）

○10番（池田健一郎君） 議席番号10番、池田です。

予算書の、先ほど建設水道課長が説明された27ページの010-01の13001の庁舎設計委託料という場所が、上ノ林のところからというのが1件わかつたんですが、もう1カ所は、どこというような説明されたのか。お願いします。

○議長（笹沢 武君） 大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） お答えいたします。

上ノ林霊園の上ノ林児玉線、延長300mと、役場前の塩野御代田停車場線、延長150m、今、役場のここまできてますけど、その先、エコールまでの部分、こちらの用地取得に伴うところの用地測量や物件調査に係る費用でございます。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 池田健一郎議員。

○10番（池田健一郎君） 役場前からの測量設計というのは、今の庁舎建設との関連の道路になってくるんですか。それとも、それより手前のところをずっと指しているんですか。

○議長（笹沢 武君） 大井建設水道課長。

○建設水道課長（大井政彦君） 今回の150m区間は交差点までですけど、当然工事のほうの予算がつき次第、今度、役場のほうの敷地につきましては、町から町なものですから、また同時期にやれば本当は非常にぐあいがいいんですが、今回の部分については、交差点までということで計上してございます。

○議長（笹沢 武君） 池田健一郎議員。

○10番（池田健一郎君） わかりました。

次に、ちょっと31ページの真ん中辺になるんですけども、平和台公民館施設修繕事業補助金というのがございますが、この内容についてちょっと説明いただきたいと思います。

○議長（笹沢 武君） 重田教育次長。

（教育次長 重田重嘉君 登壇）

○教育次長（重田重嘉君） お答えいたします。

今回、平和台区から、施設の外壁等が非常に傷んできているという中で補助金要望がございました。その中で、町の、いわゆる公民館的な施設、それぞれ世代間交流センター等、指定管理で行っているところにつきましては、そういった事業、平和台につきましては、そういう事業でないものですから、いわゆる集会施設等の大規模修繕等の補助金要綱というのがございまして、それに基づきまして事業費200万ですか、200万を超える部分の事業ということの中の2分の1補助ということで、現在、269万ぐらいで予定されておりました、その2分の1、134万円を今回、計上しているものでございます。

○議長（笹沢 武君） 池田健一郎議員。

○10番（池田健一郎君） わかりました。以上で終わります。

○議長（笹沢 武君） ほかに質疑のある方は、挙手願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第23 議案第50号 平成27年度御代田町公共下水道事業

特別会計補正予算案について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第23 議案第50号 平成27年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大井政彦建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） 議案書の142ページをお開きください。

議案第50号 平成27年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案について

地方自治法第218条第1項の規定により、平成27年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出いたします。

次の補正予算書の1ページをご覧ください。

平成27年度御代田町の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ85万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億199万3,000円とする。

2 補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次の2ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款4、繰入金、項1、他会計繰入金。一般会計の繰入金として、既定額から185万7,000円の減額をお願いするものでございます。

款7、町債、項1、町債。平成16年度の借り入れ分の利息見直しに伴う償還金額が変更になったことによる資本費平準化債の増ということで、100万円の増額をお願いするものでございます。

歳入合計につきましては、85万7,000円の減額補正となりまして、総額7億199万3,000円をお願いするものでございます。

次の3ページをご覧ください。

歳出でございます。

款1、土木費、項1、都市計画費。こちら、人事管理経費としまして、給与改正と共済組合負担金の増率に伴う増額補正で、既定額から9万8,000円の増額をお願いするものでございます。

款2、公債費、項1、公債費。平成16年、借り入れ分の利率見直しに伴う利子償還金の減額補正をお願いするもので、95万5,000円の減額となります。

歳出合計につきましては、既定額から85万7,000円の減額をお願いし

て、総額 7 億 1 9 9 万 3, 0 0 0 円としているものでございます。

次の 4 ページをご覧ください。

第 2 表 地方債補正です。

変更、起債の目的、資本費平準化です。補正前の限度額を 1 億 3, 5 0 0 万円から 1 0 0 万円を増額いたしまして、補正後の限度額を 1 億 3, 6 0 0 万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございませう。

以上のとおり、御審議をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――― 日程第 2 4 議案第 5 1 号 平成 2 7 年度御代田小沼水道事業会計

補正予算案について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第 2 4 議案第 5 1 号 平成 2 7 年度御代田小沼水道事業会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大井政彦建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） 議案書の 1 4 3 ページでございます。

議案第 5 1 号 平成 2 7 年度御代田小沼水道事業会計補正予算案について

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、平成 2 7 年度御代田小沼水道事業会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出するものでございます。

次の補正予算書の 1 ページをご覧ください。

平成 2 7 年度御代田小沼水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第 1 条 平成 2 7 年度御代田小沼水道事業会計予算第 3 条中に定めた収益的支出の予算額を次のとおり補正する。

収益的支出につきましては、3ページにもございますが、款51、水道事業用といたしまして、第1項、営業費用といたしまして、415万9,000円の増額をお願いするものでございます。こちらは、4月の人事異動に伴いまして正規職員が1名増となったものでございます。

続きまして、第2項、営業外費用としまして、67万4,000円の減額をお願いするものでございます。支払利息、企業債取扱諸費として、平成16年度借り入れ分の利率の見直しに伴い、企業債利息の減額をするものでございます。

第4項の予備費につきましては、増減はございません。

したがって、補正予算額の合計は348万5,000円となりまして、総額1億8,339万6,000円でございます。

続きまして、第2条 予算第4条中に定めた資本的支出の予算額を次のとおり補正する。

資本的支出につきましては、4ページですが、第71款、資本的支出の第2項でございます。企業債償還金といたしまして、29万5,000円の増額をお願いするものでございます。こちらも平成16年度借り入れ分の利率見直しに伴う企業債元金償還金の増額をお願いするものでございます。総額4,650万5,000円でございます。

次の2ページをご覧ください。

第3条でございます。予算第6条中に定めた職員給与費の予算額を次のとおり補正する。

こちらにつきましても、4月人事異動に伴う給与費を正規職員1名分、増額するものでございます。科目、職員給与費といたしまして、548万7,000円の増額をお願いするものでございます。給料292万2,000円、手当113万1,000円、法定福利費143万4,000円で、合計548万7,000円となります。

以上のとおり御審議をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第25 報告第5号 平成26年度御代田町土地開発公社事業報告、

財産目録、貸借対照表及び損益計算書の報告について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第25 報告第5号 平成26年度御代田町土地開発公社事業報告、財産目録、貸借対照表及び損益計算書の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

土屋和明企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） 議案書の144ページをお願いいたします。

報告第5号 平成26年度御代田町土地開発公社事業報告、財産目録、貸借対照表及び損益計算書の報告について

このことにつきましては、去る27年5月22日に、町土地開発公社の理事会に提出して承認されましたので、地方自治法の規定により報告をさせていただくものでございます。

内容について御説明いたします。

第43期事業報告書、3ページをお開きいただきたいと思います。

概要でございます。当公社は、公共用地等の先行取得及び管理、処分を行うことにより、町の秩序ある整備と町民福祉の増進に寄与することを目的といたしまして、当年度におきましては、保有土地の売却といたしまして、メルシャン跡地ほかを2件、売却させていただいております。

2の理事会決議事項につきましては、3回の理事会を開催いたしまして、4件について決議をさせていただいております。

3の会計でございますが、財産目録といたしまして、流動資産の現金及び預金に605万9,956円、内訳といたしまして、現金はございませんで、普通預金255万9,956円、この内訳といたしまして、八十二銀行に240万8,560円、JA佐久浅間に15万1,396円という状況です。それから、定期預金として350万円でございます。

次に、2番の公有用地でございますが、1億2,093万8,269円、内訳とい

たしましては、旧国鉄用地、住宅用地、街路用地、代替用地、廃棄物処分場用地がそれぞれの金額でございまして、メルシャン跡地につきましては、今回、売却をさせていただきますので額はございません。

それから、3の土地造成事業用地ということで、やまゆり工業団地の未成土地の分が1億359万2,570円ということで、資産合計が23億59万795円という金額になります。

続きまして、4ページ、公社の損益計算書でございますが、事業収益が1億5,149万9,654円。内訳といたしまして、公有地取得事業収益が1億5,129万8,461円、附帯事業収益ということで、20万1,193円という状況でございます。

これに対しまして、事業原価が公有用地取得事業原価ということで、1億5,012万1,988円ということで、収益から原価を引いた事業総利益が137万7,666円という状況でございます。

次に、販売費及び一般管理費といたしまして、19万9,856円。人件費等でございますが、これを引いた事業収益といたしまして、117万7,810円という状況になります。

このほかに、受取利息等の事業外収益が1,870円、5の事業外費用といたしまして、これは簿外利息ですね、これも経費のうちの簿外利息ということで、支払利息117万6,473円を相殺いたしまして、経常利益といたしまして3,207円。この金額が当期純利益になり当期利益となります。

次に、5ページをお願いいたします。

公社貸借対照表でございます。

まず、資産の部でございますが、流動資産として2億3,059万795円、現金及び預金で605万9,956円、公有用地で1億2,093万8,269円、未成土地が1億359万2,570円という内容でございます。資産合計としては、2億3,059万795円でございます。

次に、負債の部でございますが、固定負債、長期借入金といたしまして、1億6,309万2,908円。負債合計も同額でございます。

次に、資本の部といたしまして、資本金、基本財産として、町からの出資金350万円、2の準備金といたしまして、前期繰越準備金が6,399万4,680円、

当期純利益が3,207円、合計で、6,399万7,887円となりまして、資本合計が6,749万7,887円。負債資本合計が2億3,059万795円ということで、資産合計と合致いたします。

以下、6ページからは決算に関する説明書、それから、8ページ以降は附属明細表でございます。後ほどごらんをいただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

○議長（笹沢 武君） 以上で、報告を終わります。

これより議題に対する質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、平成26年度御代田町土地開発公社事業報告、財産目録、貸借対照表及び損益計算書の報告を終わります。

―――日程第26 報告第6号 平成27年度御代田町土地開発公社

第1回補正予算の報告について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第26 報告第6号 平成27年度御代田町土地開発公社第1回補正予算の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

土屋和明企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） 議案書の145ページをお願いいたします。

報告第6号 平成27年度御代田町土地開発公社第1回補正予算の報告についてでございます。

このことにつきましては、去る5月22日、御代田町の土地開発公社理事会に提出して承認されましたので、地方自治法の規定により報告をさせていただくものでございます。

内容について御説明いたします。

次の2ページをお開きいただきたいと思っております。

平成27年度御代田町土地開発公社変更事業計画でございます。

土地開発公社の事業計画を次のとおり変更するという事で、用地売却計画に追加でございまして、用地はいずれも鉄道用地でございまして、大字御代田字水原 3910-39、178m²、売却予定価格は簿価から算出した36万4,366円、同じく、大字御代田字水原の3910-25、164m²、簿価から算出した額が33万5,708円という状況で、この売却計画を追加するものでございます。

3ページでございまして、平成27年度の御代田町土地開発公社の第1回補正予算でございまして、補正予算は、次に定めるところによるということでございまして、収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正するという事でございまして、事業収益に新たに70万円を増額して、4,891万4,000円とするものでございます。これは、公有地取得事業収益ということでございます。

款2の事業外収益の変更はございません。

収入合計に70万を加えて4,891万5,000円とするものであります。

次に、支出でございまして、款1の事業原価、公有地取得事業原価として、新たに70万円で、4,834万5,000円とするものでございまして、款2、款3につきましては、変更ございません。

支出合計に70万を加えて4,911万6,000円とするものでございまして、収益的収入支出の差額は、マイナスの20万1,000円となります。

次のページの資本的収入及び支出につきましては、変更はございません。

次の5ページからは、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、資金についての計画です。

9ページは、予定損益計算書、10ページは、予定貸借対照表、11ページ以降は、28年3月末見込みの付属明細表でございまして。

説明は以上でございまして。

○議長（笹沢 武君） 以上で、報告を終わります。

これより議題に対する質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、平成27年度御代田町土地開発公社第1回補正予算の報告を終わります。

―――日程第27 報告第7号 平成26年度御代田町繰越明許費

繰越計算書の報告について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第27 報告第7号 平成26年度御代田町繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

土屋和明企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） 議案書の146ページをお願いいたします。

報告第7号 平成26年度御代田町繰越明許費繰越計算書の報告について

平成26年度御代田町繰越明許費に係る繰越計算書を、地方自治法の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

御代田町の繰越明許費繰越計算書でございます。

全て一般会計でございまして、款2、総務費、項1、総務管理費では、役場庁舎整備事業で、基本設計の関係で翌年度に繰り越して、繰越額は1,879万8,000円でございます。

次に、共通番号制度導入委託料、これは、システム改修費でございまして、翌年度に繰り越す額が249万6,000円でございます。

次のホームページ更新委託料、それから、総合戦略策定調査分析業務委託料、移住促進事業委託料につきましては、地方創生関係で、26年度予算に計上して27年度で執行するというところで、繰越明許費としてございます。

ホームページ更新委託料につきましては、730万円、総合戦略策定調査分析業務委託料につきましては、840万円。移住促進事業委託料につきましては、30万円でございます。

予算の関係でも説明いたしましたが、しなの鉄道設備等整備事業負担金ということで、75万6,000円でございます。

款3の民生費、項2、児童福祉費でございますが、大林児童館実施設計委託料ということで540万円です。

それから、款6の農林水産業費、項1の農業費。クラインガルデン整備事業で、

工事費、設管等で、1億2,038万8,000円の繰り越しであります。

それから、農作物等災害緊急対策事業補助金、パイプハウスの関係でございますが、1億7,941万9,000円の繰り越しでございます。

項3の農地費といたしまして、農山漁村活性化プロ交でございますね、交付金事業で、1,075万2,000円。これは、児玉雨池地区の工事と設管料でございます。

同じく、農道用水等維持補修工事ということで、228万3,000円の繰り越しということで、こちらも児玉雨池地区の水路改良工でございます。

款7の商工費でございますが、プレミアム商品券事業補助金ということで、こちらは、2,351万9,000円の繰り越しでございます。これも、地域創生の緊急支援交付金の関係でございます。

款8の土木費、項2の道路橋梁費でございますが、都市再生整備計画事業ということで、1,894万1,000円でございます。上小田井雪窓線の用地あるいは補償費等でございます。

それから、項4の都市計画費では、都市計画マスタープラン更新等の関係で、280万8,000円の繰り越しでございます。

消防費につきましては、消防施設整備用品ということで、310万円。これも地方創生の先行型で繰り越しを行って事業を実施するもので、合計の繰越額が4億466万円という状況になります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、報告を終わります。

これより議題に対する質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、平成26年度御代田町繰越明許費繰越計算書の報告を終わります。

以上で、全ての議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第45号から議案第51号までについては、会議規則第39条の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、そ

れぞれ所轄の常任委員会に付託いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決しました。

- ――日程第28 請願第7号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を
求める請願書について――
- ――日程第29 請願第8号 国の責任による35人以下学級推進と、
教育予算の増額を求める意見書提出に関する請願書について――
- ――日程第30 陳情第8号 農協改革をはじめとした「農業改革」に
関する陳情について――
- ――日程第31 陳情第9号 集団的自衛権行使を具体化する法案に
ついての陳情書について――
- ――日程第32 陳情第10号 役場新庁舎建設に伴う商工会館移転に
関する陳情書について――
- ――日程第33 陳情第11号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確
実な運用に関する意見書(決議)の採択を求める陳情書について――

○議長(笹沢 武君) 日程第28 請願第7号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を
求める請願書について、日程第29 請願第8号 国の責任による35人以下学級
推進と、教育予算の増額を求める意見書提出に関する請願書について、日程第
30 陳情第8号 農協改革をはじめとした「農業改革」に関する陳情について、
日程第31 陳情第9号 集団的自衛権行使を具体化する法案についての陳情書に
ついて、日程第32 陳情第10号 役場新庁舎建設に伴う商工会館移転に関する
陳情書について、日程第33 陳情第11号 年金積立金の専ら被保険者の利益の
ための安全かつ確実な運用に関する意見書(決議)の採択を求める陳情書について、
お手元に配付してあります請願・陳情付託表のとおり、会議規則第92条の規定に
より、所管の常任委員会に付託いたしますので審査願います。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。ありがとうございました。御苦労さまでした。

散 会 午 後 2 時 5 2 分